

(別紙)

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定について

- 伐採集積費およびスクラップ控除を含む治山工事および林道工事については、低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定時の伐採集積費およびスクラップ控除を、直接工事費と同等の扱いとし、県土整備部にて定める算定方法にて算定します。